

第47回流山市民まつり青空市出店（展）募集要項

流山市民まつり実行委員会では、流山市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図るため、多くの市民が一堂に会し、楽しくふれあいのあるまつりとして、第47回流山市民まつり（以下「市民まつり」という）を開催し、青空市の出店（展）を募集します。

出店（展）を希望される場合は、この募集要項をよくお読みいただき、内容を確認の上、申請してください。

【注】以下の点に特にご注意ください

- ・出店（展）及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情については、出店（展）者において責任を負っていただきます。万一に備え、賠償責任保険等に参加することもお検討ください。
- ・ブースの設営及び撤収に伴うテント付近までの車両搬入は可能ですが、入場及び駐車場の使用は1ブースにつき1台のみ可能です。
- ・出店（展）場所は、実行委員会にて決定します。詳細な位置を指定することはできません。（概要位置図は末尾表示のとおりです。）
- ・出店（展）範囲はテント内とし、テント外への陳列は絶対にしないでください。
- ・当日はまつり終了後の15時以降にならないと撤収作業はできません。

<問い合わせ・申込先>

流山市民まつり実行委員会事務局

（流山市役所市民生活部コミュニティ課内）

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 第2庁舎2階

担当：松田・齋藤・武内

TEL：04-7150-6076（直通）

E-Mail：komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp

1 開催日時及び会場

日時：令和7年10月26日（日）午前9時から午後3時

※雨天決行、荒天中止

会場：流山市総合運動公園全域

2 出店（展）募集内容

（1）出店（展）料

①【物販及びPR・啓発活動】

分類	出店（展）料	基本設備
【市内】ブース	20,000円	テント（間口3.6m×奥行2.7m）1張 長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分
【市外】ブース	25,000円	テント（間口3.6m×奥行2.7m）1張 長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分

②【調理・加工する飲食物の販売】

分類	出店（展）料	基本設備
【市内】ブース	25,000円	テント（間口3.6m×奥行2.7m）1張 長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分
【市外】ブース	30,000円	テント（間口3.6m×奥行2.7m）1張 長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分
【市内】移動販売車	25,000円	なし
【市外】移動販売車	30,000円	なし

（2）追加設備について

付属品の追加についてはオプション（有料）でお受け致します。

※お申込み時以降の変更はお受けできない場合があります。

追加設備	金額
長机（約180×45cm）	1,000円/脚
椅子	500円/脚

(3) ブース出店（展）内訳（1団体1ブース）

①募集数：

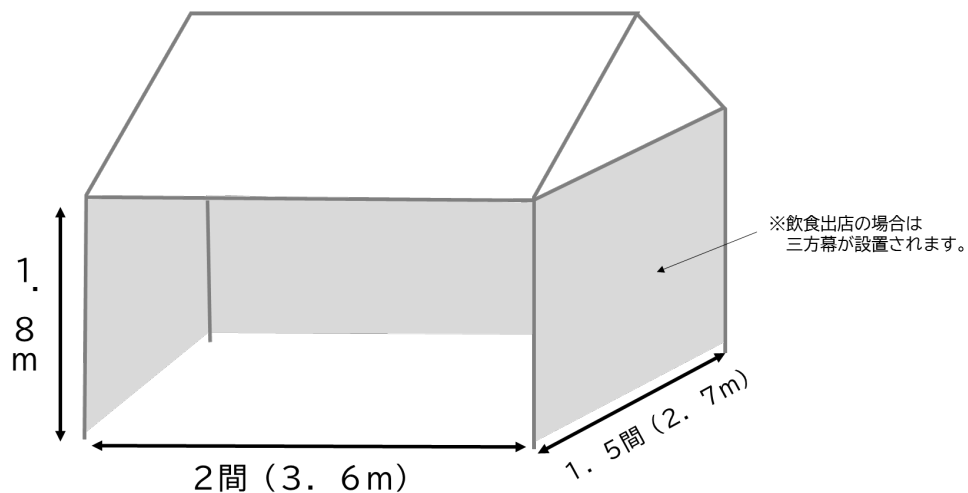
- ・物販及びPR・啓発活動：14ブース程度
- ・調理・加工する飲食物の販売：12ブース程度

※調理・加工する飲食物の販売の場合はテントに三方幕が設置されます。

②出店（展）場所：末尾表示のとおり

③出店（展）サイズ：下記のとおり

出店テントイメージ図



(4) 移動販売車出店内訳

①募集数：8車両程度（ブース出店と重複での申込不可）

※北側ブース：4車両程度、南側ブース：4車両程度

②出店（展）場所：末尾表示のとおり

③出店（展）サイズ：全長5.5m×全幅2m以内

※持参の付属物も含め区画内の販売に限ります。

④車両：以下の条件を満たす車両

- ・概ね車重4t未満程度であること
- ・自走できること
- ・10%の勾配を走行できること（南側ブースに限る）

3 募集期間

①市内出店（展）者

令和7年7月4日（金）午前9時から8月8日（金）午後3時まで

②市外出店（展）者

令和7年7月28日（月）午前9時から8月8日（金）午後3時まで

※各受付開始時に出店（展）者が複数人居た場合は、くじ引きにて順番を決定します。不必要に早い時間の来庁はご遠慮ください。

※「市内出店（展）者」にて定員に達した場合は、「市外出店（展）者」の募集は行いません。

・「市内出店（展）者」

団体（店舗等）が市内にあり、市内で活動（営業）している又は
市内在住の一般参加者

・「市外出店（展）者」

店舗等の所在地が市外又は市外在住の一般参加者

4 申込手続き

（１）申込方法

下記の①～③のうち該当する書類を記入のうえ、募集期間内に流山市役所市民生活部コミュニティ課の窓口へ提出してください。

なお、出店（展）申請書及び誓約書は、コミュニティ課窓口で配布又はHPからダウンロードできます。

①物販及びPR・啓発活動

提出書類等	説明
出店（展）申請書 ★裏面あり	本人確認書添付欄に運転免許証、パスポート等の公的機関が発行する証明書の写しの添付要。
誓約書 ★裏面あり	裏面の従業者情報についても漏れなく記載すること。
返信用封筒 （角形２号）	A４サイズが折らずに入るもの。 宛先、宛名を明記すること。
140円切手１枚	出店（展）届出済証送付に使用します。

②調理・加工する飲食物の場合

提出書類等	説明
出店（展）申請書 ★裏面あり	本人確認書添付欄に運転免許証、パスポート等の公的機関が発行する証明書の写しの添付要。
誓約書 ★裏面あり	裏面の従業者情報についても漏れなく記載すること。
返信用封筒 （角形２号）	A４サイズが折らずに入るもの。 宛先、宛名を明記すること。

140 円切手 1 枚	出店（展）届出済証送付に使用します。
「千葉県内一円の 営業許可証（写）」 または 「臨時施設での飲食店 営業許可証（写）（※流 山市民まつりでの営業 許可に限る）」	各種営業許可証の許可条件の範囲内での出店が可能となります。 ※各種営業許可証（写）の提出がない場合は、下記に記載の「行事で取り扱える飲食物一覧」から原則 1 品目のみでの出店となります。 ※他イベントに同様の出店をしている場合は、出店品目に関わらず、各種営業許可証（写）の提出が必要です。

③移動販売車で出店する場合

上記「②調理・加工をする飲食物を販売する場合」の提出書類の他に下記の書類を提出してください。

提出書類等	説明	データ提出先
移動車両販売の仕様がわかるもの	営業時の写真（データ提出可） ※車両その他付属物の長さ・幅等も記載。	 メールアドレス

（２）行事で取り扱える飲食物一覧

①加熱食品で調理工程が簡単なもの

分類	取扱品目（例）
煮物・汁物類	おでん、豚汁
焼き物類	焼き鳥、お好み焼き、たこ焼き、フランクフルト 焼きトウモロコシ、イカ焼き
茹で物・蒸し物類	田楽、じゃがバター
麺類	ラーメン、焼きそば、うどん・そば
揚げ物類	鶏唐揚げ、コロケ、フライドポテト、アメリカンドッグ
菓子類	今川焼き、たい焼き、ドーナツ、ベビーカステラ ポップコーン、焼き団子、おしるこ

②上記以外で調理工程が簡単なもの

分類	取扱品目（例）
飲み物	清涼飲料水（食品衛生法で定められている規格基準に合致するもの）

削氷	かき氷（食品衛生法で定められている規格基準に合致する氷を使用）
アイスクリーム類	ディッシュアップアイス、押し出し式アイス
その他	チョコバナナ、りんご飴、わたあめ

（３）出店の許可

実行委員会にて申請書及び出店計画書を審査し、出店（展）が適当と認めた申請者に対し、出店（展）届出済証を交付します。（８月下旬頃交付予定）

なお、開催当日は、出店（展）届出済証をテント上部の指定ポケットに掲示してください。

（４）その他

「千葉県内一円の営業許可証」または「臨時施設での飲食店営業許可証（写）（※流山市民まつりでの営業許可に限る）」の発行は、松戸保健所への申請が必要となります。

５ 出店（展）料の支払い、返金等について

（１）支払期限

出店（展）届出済証の交付を受けた出店者は、令和７年９月２０日（金）までに指定した口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います。）。

支払い方法等詳細は、出店（展）届出済証の交付時にご案内します。

（２）返金について

出店（展）者の都合により出店（展）を取りやめる場合、返金はいたしません。

台風や強風等の荒天により、開催日の３日前までに実行委員会が中止を決定した場合及び当日止むを得ず中止とした場合は、返金いたします。

（３）その他

出店（展）料、追加設備料金について、全て税込みです。

なお、流山市民まつり実行委員会は適格請求書発行事業者の登録がないため、適格請求書を発行できません。予めご了承ください。

６ 青空市の出店（展）に関する特記事項

（１）市内の方の申請のうち、市外事業者の看板を設置した場合や、市外の方が市内の方として応募したことが判明した場合は、市外料金分（差額分）をお支払いいただきます。

(2) 電気・ガス・水道設備はありません。

7 出店（展）に関するその他事項

- (1) 今回、各ブースの紹介ページを作成し、インターネット上に公開することを予定しています。各ブースの個別ページについては、各出店（展）者において作成・更新することを想定しています。更新方法等詳細は、出店（展）届出済証の交付時にご案内します。
- (2) 実行委員会では、市内商工農業発展の観点から、流山市農産物の地産地消を推奨しています。流山市の新鮮な野菜等の使用をぜひご検討ください。
- (3) 出店（展）場所は、実行委員会にて決定します。詳細な位置を指定することはできません。（概要位置図は末尾表示のとおりです。）
- (4) 過去の市民まつりにおいて、出店（展）要領または募集要項に違反があった出店（展）者は、申請を受け付けできません。
- (5) 出店（展）申し込み時の個人情報については、市民まつりの出店に関するもののみに使用することとし、出店時の事故発生などにおける公的機関からの照会を除き、目的外の利用又は開示はしません。

8 注意事項

- (1) 出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情については、出店（展）者において責任を負っていただきます。万一に備え、賠償責任保険等に加入することをご検討ください。
- (2) ブースの設営及び撤収に伴うテント付近までの車両搬入は可能ですが、入場できるのは1ブースにつき1台のみです。
- (3) 出店（展）者の駐車場は、1ブースにつき1台のみご用意します。事前に交付する許可書を提示して、指定の場所に駐車してください。移動車両販売出店者には販売車両分のみ許可証を交付します。許可証のない車両は入場できません。
- (4) 調理・加工をする飲食物を販売する場合、申請書に記載のある飲食物以外の販売はできません。また、保健所への届出等の関係上、申請後の変更はお受けできない場合があります。
- (5) 店頭にゴミ箱等を設置し、出店（展）者自らが責任を持って回収処理してください。
- (6) 来場者や他の出店（展）者の迷惑となるような看板等の設置はしないでください。なお、テントの支柱に「のぼり旗」を設置することは可としますが、通行の妨げや他の出店（展）者の迷惑になっていると判断した場合

には、撤去を指示することがあります。

- (7) 拡声器等の使用やスピーカー等を使用して音楽等を流すことはしないでください。
- (8) 来場者との事故の原因や周りの出店者とのトラブルの原因となりますので、出店（展）範囲はテント内とし、テント外への陳列は絶対にしないでください。
- (9) P R、啓発目的でパンフレットやチラシ等を配布する場合には、ゴミや事故の原因とならないよう、必要とする人が自ら取る配布形式を取り、手渡しでの配布はご遠慮ください。
- (10) 売買等におけるトラブル、出店（展）者同士でのトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、主催者は一切の責任を負いません。
- (11) 販売行為（飲食物、酒類等）の出店にあたっては、取扱品目について該当法令等がある場合、出店者の責任で遵守してください。
- (12) 指定する時間内に設営できない場合は、出店（展）できません。なお、その場合、出店（展）料の返金はできません。
- (13) (1) ～ (12) に違反した場合、又は来場者や周りの出店者等に迷惑な行為をした場合には、直ちに出店（展）を取りやめて頂きます。その場合、出店（展）料は返金いたしません。

9 流山市火災予防条例に基づく出店者への義務事項について

(1) 消火器の携行

火気器具等を使用する団体は消火器(4型以上)1本の携行が必要です。

なお、火気器具等は次のとおりです。

対象となる火気器具等	
1	バーナー、ストーブ、発電機など（液体燃料を使用する器具）
2	炭・練炭等のコンロ、七輪など（固体燃料を使用する器具）
3	コンロ、グリル、バーナーなど（気体燃料を使用する器具）
4	電子レンジ、ホットプレートなど（電気を熱源とする器具）
5	その他、使用に際し火災の発生の恐れのある器具

(2) 火気器具等を使用するにあたっての遵守事項

- ・火気器具等の周りは、可燃物との距離を周囲15cm以上、上方1m以上確

保すること。また、2台以上使用する場合は火器間30cm以上離すこと。

- ・火気器具等の下に発泡スチロールなどの可燃物を置かないこと。
- ・発電機に使用する燃料には携行缶を用い、ポリタンクは不可とする。
- ・強風対策を講じること。なお、強風により実行委員会が危険と判断した場合は、火器器具等の使用を中止とする。

(3) その他

出店（展）者は、市民まつり当日までに出店（展）時の火災等を想定した消火訓練を実施すること。

末尾表示【出店（展）場所位置図】



※南側エリア搬入路 現地写真 (勾配約10%)

